

# 令和6年第2回笠松町議会定例会会議録（第1号）

令和6年6月11日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

## 応招議員

議 長	10番	伏 屋 隆 男
副 議 長	4 番	高 橋 伸 治
議 員	1 番	伊 神 和 弘
〃	2 番	番 有 里
〃	3 番	竹 中 光 重
〃	5 番	關 谷 樹 弘
〃	6 番	間 宮 寿 和
〃	7 番	尾 関 俊 治
〃	8 番	川 島 功 士
〃	9 番	田 島 清 美

## 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

## 出席議員

応招議員に同じ

## 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	村 井 隆 文
教 育 長	野 原 弘 康
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志

住 民 福 祉 部 長	平 岩 敬 康
建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	坂 口 朱 里

1. 議事日程（第1号）

令和6年6月11日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 議員派遣の件について
- 日程第5 第6号選挙 笠松町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第6 第3号報告 専決処分の報告について
- 日程第7 第4号報告 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第8 第5号報告 建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告について
- 日程第9 第46号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第10 第47号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第11 第48号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認について
- 日程第12 第49号議案 笠松町監査委員の選任同意について
- 日程第13 第50号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第14 第51号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 第52号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 第53号議案 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更につ

いて

日程第17 第54号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第2号）について

日程第18 第55号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい  
て

日程第19 第56号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第20 第57号議案 令和6年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第21 第58号議案 令和6年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）について

開会 午前10時00分

○議長（伏屋隆男君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、令和6年第2回笠松町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（伏屋隆男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1番 伊 神 和 弘 議員

6番 間 宮 寿 和 議員

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（伏屋隆男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は11日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長（伏屋隆男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（佐々木正道君） 監査委員より、令和5年度3月分及び4月分、令和6年度4月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（伏屋隆男君） 以上、御了承願います。

---

#### 日程第4 議員派遣の件について

○議長（伏屋隆男君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第105条の規定によりお手元に配付した議員派遣の件についてのとおり、閉会中の議員派遣を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてのとおり、閉会中に議員派遣を行うことに決しました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣の件について、変更を要するものについては、その措置を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件について変更を要するものについての措置は議長に委任することに決しました。

---

## 日程第5 第6号選挙について

○議長（伏屋隆男君） 日程第5、第6号選挙 笠松町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、在職者の任期が令和6年7月28日に満了するため、地方自治法第182条の規定により選挙管理委員会委員及び同補充員各4名の選挙を行うものです。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより、笠松町選挙管理委員会委員及び同補充員の指名をいたします。

笠松町選挙管理委員会委員、高橋豊、秋田紘雄、藤井美奈、金森忠夫、同補充員、大野寿久、近藤秀隆、橋本隆、安達良幸。

以上であります。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、それぞれ当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ当選されました。

なお、補充員の補充順序につきましては、ただいまの順をもってその順序に決しました。

ここでそれぞれ当選された方々の名簿を書記をして配付いたさせます。

〔名簿配付〕

ただいま当選されました笠松町選挙管理委員会委員及び同補充員の氏名、住所、生年月日については、お手元に配付したとおりであります。

---

日程第6 第3号報告から日程第8 第5号報告及び日程第9 第46号議案から日程第21  
第58号議案までについて

○議長（伏屋隆男君） 日程第6、第3号報告から日程第8、第5号報告までの3報告及び日程第9、第46号議案から日程第21、第58号議案までの13議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、専決処分の報告ほか2件の報告案件3件、専決処分の承認3件、笠松町監査委員の選任同意、羽島郡二町教育委員会委員の任命同意、笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ほか1件の条例案件2件、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更、令和6年度笠松町一般会計ほか4件の補正予算5件。以上、報告含め16件であります。

このうち、議案書34ページをお開きください。

第49号議案 笠松町監査委員の選任同意につきましては、監査委員の小林正明氏の任期4年が令和6年6月17日をもって満了することに伴い、その後任として尾藤米宏氏を同委員に任命するため、町議会の同意を求めるものであります。

次に、議案書35ページをお開きください。

第50号議案 羽島郡二町教育委員会委員の任命同意につきましては、羽島郡二町教育委員会委員の西雅代氏（岐南町）の任期（4年）が令和6年7月24日をもって満了することに伴い、佐藤由香氏（岐南町）を同委員に任命するため、町議会の同意を求めるものであります。

その他の案件については、副町長より詳細を説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伏屋隆男君） 村井副町長。

○副町長（村井隆文君） 改めまして、おはようございます。

それでは、順次御説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。

第3号報告 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項の決定について専決処分をしたので、これを報告するものであります。

令和6年5月17日に専決させていただきました財物事故に係る損害賠償の額についてであります。

4 ページを御覧いただきたいと思います。

相手方は笠松町在住の男性で、事故の概要は令和6年3月12日、笠松町奈良町地内を自動車で走行中、堤防ののり面にある桜の木が落下したことにより、自動車の助手席側天井サイドルーフの一部がへこんだというものでございます。損害賠償の額は99万8,670円で、示談の成立日は令和6年5月17日です。

なお、賠償金につきましては、全額、全国町村会総合賠償補償保険で対応させていただきました。

続きまして、議案書の5ページから7ページにわたります第4号報告 繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、これを報告するものであります。

6 ページ、7 ページを御覧いただきたいと思います。

新型コロナウイルス対策事業以下表記の9つの事業につきまして、事業費3億2,127万9,000円のうち3億634万円を令和6年度に繰越しさせていただきました。

詳細につきましては、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

第5号報告 建設改良費繰越計算書（下水道事業）の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、これを報告するものであります。

9 ページを御覧ください。

松枝処理分区管渠埋設事業で、予算計上額2億7,503万3,000円のうち、1億9,338万2,200円を令和6年度へ繰越しさせていただきました。

繰越額の財源内訳は表記のとおりでございます。

続きまして、議案書の10ページから23ページ、議案資料では1ページから22ページにわたります第46号議案 笠松町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）が令和6年2月21日に、同じく地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日にそれぞれ公布されましたことに伴い、固定資産税につきましては、わがまち特例の見直しや土地に係る負担調整措置の継続等、個人住民税については、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例や特別税額控除、いわゆる定額減税等に係る所要の規定整備を行うため専決処分をいたしましたので、承認を求めるものであります。

議案資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

主な改正内容について御説明をさせていただきます。

令和6年2月21日適用分では、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を新設させていただいております。

令和6年度分個人住民税について、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年分所得において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる旨、特例を新設させていただいております。

令和6年4月1日施行分では、まず固定資産税、特別土地保有税の減免規定の改正ということで、こちらは減免事由に該当することが明らかな場合には職権による減免を可能とする旨の規定を追加させていただいております。具体的には、大規模災害発生時等、被災者ですとか税務当局双方の負担を勘案し、あらかじめ職権による減免を可能とするという内容でございます。

その次、3つの項目につきましては、わがまち特例に関する改正でございまして、規定の新設が2件、規定を廃止するものが1件、このような改正をさせていただいております。

続きまして、資料の2ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらのほうは、令和6年度の固定資産の評価替えに伴いまして、土地に係る固定資産税の負担調整措置等の継続を行うべく改正をさせていただいております。末尾のほうに年度更新と記載させていただいておりますものが該当事項でございます。これらを行うことによりまして、現行の負担調整措置の仕組みを継続させていただく旨の改正をさせていただきました。

続きまして、中ほど下の個人町民税の関係でございます。

上から2つ目になりますが、令和6年度の個人住民税特別税額控除、いわゆる定額減税の措置に関する規定を新設させていただいております。

住民税につきましては、納税義務者の所得割額から特別控除といたしまして、本人、あるいは扶養親族分1人当たり1万円を控除する旨の改正をさせていただいております。

その下の納税通知書に関する特例でありますとか、公的年金に係る所得に関する特例につきましては、それぞれ控除をするのをですね。まず、第1期から順に特別控除額に達するまで減額するであるとか、年金の控除については10月の支給分から順次特別控除額に達するまで減額をして調整する等の旨を置かせていただいて、こちらはより早く減税の効果が生じるような措置を取らせていただいたというような内容になっております。

3ページの一番上は、令和7年度分の個人住民税の特別税額控除の新設でございます。

控除対象配偶者を除く同一生計配偶者につきましては、令和6年度において特別税額控除の対象として把握ができないため、令和7年度において所得割額から1万円控除する旨の規定を置かせていただいております。

3ページの上段から中ほどにかけては、特別税額控除に係る所得割額の読替規定ということで、主に分離課税というような扱いで課税されておる所得についても特別減税の対象とするというような読替規定を追加させていただいているという内容になっております。

税条例の改正については以上でございます。

続きまして、議案書の24ページから25ページ、議案資料では23ページから24ページにわたり

ます第47号議案 笠松町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてであります。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げ及び低所得者に係る保険税軽減措置の拡充を図るため所要の規定整備を行いまして、専決処分をいたしましたので、その承認を求めるものでございます。

内容につきましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げるとともに、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行いました。

施行期日につきましては、令和6年4月1日からであります。

続きまして、議案書の26ページから33ページにわたります第48号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認についてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、緊急を要するため町議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和6年5月7日に専決をさせていただきました令和6年度笠松町一般会計補正予算（専決第1号）で、28ページを御覧いただきたいと思ひます。補正額は3億364万4,000円の増額補正でございます。

それでは、歳出から御説明をさせていただきますので、32ページを御覧いただきたいと思ひます。

まず初めに、今回の補正の大きな一つの理由は、新たな経済に向けた給付金、定額減税一帯措置関連予算の補正でございます。

まず、こちらの措置の概要について御説明を申し上げます。

まず背景でございますが、賃金上昇が物価高に追いついていない住民の負担を緩和するための一時的な措置という形で執り行うものでございます。

内容につきましては、まず1つ目、所得税でございますが、こちらについては令和6年度分の所得税3万円、こちらは本人と扶養親族の分を減税するというもので、6月の給与に係る源泉所得税から減税が始まっているという内容でございます。

2つ目は、住民税に係る部分でございます。

先ほど税条例の一部改正でも若干御説明いたしました但、令和6年度の住民税を本人及び扶養親族の分、1人当たり1万円減税をするというもので、こちらのほうは普通徴収の方については第1期の納付の分から減税をさせていただくという内容でございます。

特別徴収、会社勤めの方等については6月分は徴収せずに7月の給料分から住民税を徴収するというような取扱いになってございます。

3番目に、今申し上げた住民税等の所得割の課税世帯の方で、それぞれ減税額があるわけですが、減税し切れない場合についてはその分を給付金として支給するという制度になります。

そして4つ目が、住民税の非課税、あるいは均等割の課税世帯でございます。こちらの世帯の皆さんには世帯当たり10万円を給付金として支給する。また、同居の家族の中で18歳以下のお子さんが見える場合には1人当たり5万円の加算をするというような制度でございます。これが一帯措置に係る大枠の措置の概要となっております。

今回、これらの措置を実施するために必要な予算を措置させていただいたということで、順次御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、32ページ、まず第2款 総務費の第1項 総務管理費、第1目 一般管理費の中で、情報センター委託料79万2,000円を計上させていただいております。こちらは所得税の定額減税に係る部分で、職員の給与から源泉徴収をする所得税について、定額減税分を実施するためのシステム改修に要する費用でございます。特定財源のその他で29万7,000円を充当させていただいております。こちらは人事給与システム利用負担金ということで、広域連合から負担金を受け入れておりますので、この金額を充当させていただいております。

続きまして、第3項 徴税費の第1目 税務総務費の中で、こちらのほうは定額減税補足給付金、先ほど申し上げた定額減税において減税し切れないと見込まれる部分を、減税可能額との差額を給付するという内容でございますが、必要経費を計上させていただきました。一応、対象者の見込みといたしましては4,500人ぐらいの方が該当してくるであろうということで、見込みの下に予算措置をさせていただきました。報酬では、会計年度任用職員の報酬額、職員手当等は職員の時間外に係る勤務手当を計上させていただきました。需用費では、消耗品費で事務用品等に要する部分、あと印刷製本費に関しては、窓空き封筒等並びに返信用封筒の印刷製本費を計上させていただいております。

11節の役務費では、通信運搬費ということで通知書の郵送費用等を計上させていただきました。手数料は各種給付金の口座振込の手数料を計上させていただいております。

その下の委託料では、情報センター委託料ということで、こちらのほうもシステム改修に必要な経費を計上させていただきました。あと、住民の皆さんからの問合せ等に対応すべくコールセンターを設置するというので、こちらの業務委託料、そのほか事務処理、窓口業務、郵送確認書類の受付業務等を補助するというので、人材派遣の委託料を計上させていただいております。

その下の18節では、定額減税補足給付金ということで、給付金分ということで1億9,000万円を計上させていただいております。トータルでは2億258万8,000円を計上させていただいております。係る財源につきましては、全額、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2億258万8,000円を充当させていただいております。

続きまして、ページを送っていただきまして、33ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは、先ほど申し上げた4つ目の住民税非課税世帯等生活支援給付金を給付させていただきたく事業に要する費用となっております。令和6年度に新たに住民税非課税または住民税均等割のみの課税となる世帯等に生活支援金を給付するに当たり必要な経費を計上させていただきました。対象の見込みといたしましては、非課税世帯が400世帯、均等割のみの世帯も400世帯、18歳以下の子供加算に係る部分は300人を見込んでおります。同様に、職員の時間外勤務手当に係る経費でありますとか、あと需用費については、事務用品、封筒の作成料、役務費については通信運搬費で、郵送料、あと同じく手数料では口座振替の手数料等を計上させていただきました。委託料の情報センター委託料も同様で、システム改修対応の経費を計上させていただいております。

18節の負担金補助及び交付金では、生活支援給付金として9,500万円を計上させていただきました。それぞれ、先ほど申し上げました非課税世帯400世帯分に対する10万円と、あと均等割のみの課税世帯、こちらも400世帯、子供の加算が300人分ということで、合計9,500万円を予算措置させていただいております。総額では9,782万9,000円を予算措置させていただきまして、先ほどと同様、財源につきましては、全額、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当させていただいております。

次、最後は7目 土木費の4項 都市計画費のところ、空家等除却費支援事業費補助金を200万円増額させていただいております。こちらは、補助金の交付申請対象が当初予算を上回る見込みになってきましたので、2件増額させていただいて予算措置をさせていただいております。こちらも財源は県のほうの空家等除却費支援金を100万円充当させていただいております。

32ページに戻っていただきまして、歳入に係る部分でございますが、今回の増額補正に伴い不足する財源には、前年度からの繰越金193万円を充当させていただき、対応させていただきました。

以上が補正予算でございます。

続きまして、議案書の36ページから37ページ、議案資料では25ページから26ページにわたります第51号議案 笠松町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の規定整備を行うものでございます。

議案資料の25ページのほうを御覧いただきたいと思います。

こども未来戦略、令和5年12月22日閣議決定、におきまして、昨今の保育現場における事故や不適切な対応等の問題を受け、保育の質の向上を図り、安心して子供を預けられる体制を整

備するため、保育施設職員配置基準について改正がなされました。これを受けまして、家庭的保育事業について町が定める基準についても同様の改正を行うものでございます。

具体的には職員の配置基準でございまして、まず29条関係で申し上げますと、まず第3号、旧のところでございますが、満3歳以上満4歳に満たない児童についてはおおむね「20人」につき1人という基準でありましたものを、改正後にはおおむね「15人」につき1人という基準に、満4歳以上の児童については従前はおおむね「30人」に1人という基準でございましたが、改正後においては「25人」に1人、こういった改正をさせていただく内容になってございます。

現在のところ、家庭的保育事業の実施事業は笠松町内にはございません。

なお、施行期日につきましては、公布の日から施行をさせていただきまして、ただし、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、従前の配置基準によるといった経過措置を置かせていただいております。

続きまして、議案書の38ページ、議案資料では27ページの第52号議案 笠松町体育施設条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらは笠松町南体育館を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。南体育館は、昭和41年に建設されてから約57年が経過し、屋根からの雨水の浸水であるとか、ガラス窓、あと遮光カーテンの開閉不具合等、老朽化が著しく、建物の主要部分への影響が懸念されるとともに、現在の耐震基準を満たしていない状況にあります。加えて、松枝小学校の敷地内にあることから、小学生であるとか利用者の安全を確保するというところでずっと課題となっておりましたが、今般廃止するというような形で条例の改正案を提案させていただいております。

議案資料の27ページを御覧いただきたいと思っております。

名称及び位置に関する改正ということで、南体育館の所在地等を削除させていただきます。併せて、第5条関係では、使用料の表についても使用区分、金額等を削除させていただくという改正を行わせていただきます。

施行期日は令和7年1月1日からでございます。

今後のスケジュールについて御説明を申し上げますと、本定例会で御可決いただきました後には、周知期間ということで、12月末までの周知期間を持たせていただいた後、12月末日をもって南体育館は使用停止とさせていただきたいと思っております。その後、解体に向けた建物内の備品の撤去等の対応を行いまして、解体に際しましては令和8年度まで延長されました公共施設等適正管理推進事業債の地方債を活用することによりまして、解体の作業のほうを進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、議案書の39ページ、議案資料では28ページになります。

第53号議案 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和6年12月2日から被保険者証の新規発行がされなくなることに伴い、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務について変更するため、地方自治法第291条の3第1項の規定により、規約の一部変更について議会の議決を求めるものであります。

議案資料のほうの28ページを御覧いただきたいと思います。

別表の第1関係でございますが、後期高齢者医療制度の事務のうち、関係市町村が処理する事務に関して、被保険者証及び資格証明書の新規発行が、先ほど申し上げたとおり、令和6年12月2日以後行われなくなり、代わりにマイナンバーカードを被保険者証として利用するマイナ保険証による受診が原則となることに伴い、同日以後はマイナンバーカードを取得されていない方に新たに資格確認書を発行することとなるため、別表第1中、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

施行期日は令和6年12月2日からであります。

続きまして、議案書の40ページから52ページにわたります第54号議案 令和6年度笠松町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

補正額は7,811万2,000円の増額補正でございます。

歳出から御説明をさせていただきますので、46ページをお開きいただきたいと思います。

まず、人件費につきましては、令和6年4月1日付の職員異動等に伴う人件費の増減、このほか共済組合の率の変更等による増加要因もあったわけですが、退職による職員数の減もございまして、全会計トータルでは595万2,000円の減額という形になりました。

それでは、歳出順に御説明を申し上げたいと思います。

まず、46ページ、第2款 総務費、第1項 総務管理費の第1目 一般管理費では、情報センター委託料として29万7,000円を計上させていただきました。こちらは令和6年10月からの児童手当制度の改正による所得制限の撤廃であるとか、支給対象年齢の引上げ、手当額の拡充、支払い回数の見直しに対応するため、職員児童手当システムを改修することによる経費を計上させていただいております。そのほか、職員異動による人件費の増で、水道事業及び下水道事業に対する児童手当負担金を増減させていただいております。係る財源といたしまして、国からは子ども・子育て支援事業費補助金29万7,000円が交付されますので、特定財源として充当させていただいております。

その下、第4目の電子計算費では、こちらも情報センター委託料として19万8,000円を計上させていただきました。令和6年度の定額減税に伴うレイアウト変更等によるシステム改修費を増額させていただいております。

それから、47ページのほうを御覧いただきたいと思います。

第1目 企画総務費の、負担金補助及び交付金で、中間サーバー・プラットフォーム運用交

付金として387万6,000円を計上させていただきました。こちらは、社会保障・税番号制度システムの次期システム設計・構築に係る経費といたしまして、地方公共団体情報システム機構へ支払いをいたします交付金を予算措置させていただきました。こちらの交付金については、ちょっと前ページになるんですが、46ページに戻っていただきますと、国県支出金の中で387万6,000円、同額を計上させていただいております。国のほうから社会保障・税番号制度システム整備費補助金が交付されてまいりますので、係る費用を特定財源として充当させていただいております。

続きまして、また47ページにお戻りいただきまして、4目の地方創生推進事業費でございます。

こちらのほうも地方創生移住支援金として605万5,000円を計上させていただきました。2つ事由がございます、1つは東京圏からの移住支援金ということで、こちらは2件が支給見込みとなりましたので補助金の増額をさせていただきます。1世帯当たり100万円と、あと子供加算ということで100万円掛ける2人分ということで、300万円になりますけれども、こういった形で2世帯分ということで600万円増額の措置をさせていただいております。もう一つは、地方就職学生支援事業ということで、東京圏内の大学に在学し、県内の企業に就職、町内へ移住する学生に対して、就職活動に要した交通費の一部を助成するというので、こちらは1人当たり上限1万1,000円でございますが、こちらを5人分ということで5万5,000円予算措置させていただいております。

これらの2つの事業につきましては、ともに県からの補助金がございます、事業費の4分の3交付されてくるということで、454万1,000円を特定財源として充当をさせていただきました。

続きまして、その下の第3項 徴税費の第2目 賦課徴収費では、軽自動車税環境性能割徴収取扱費負担金ということで、県への負担金を2万1,000円増額させていただいております。

その下の第4項 戸籍住民基本台帳費の第1目 戸籍住民基本台帳費でございますが、こちらにも2つ補正事由がございます、1つはマイナンバーカードの交付事務に係る円滑な窓口体制を維持するためということで、会計年度任用職員を1名増員させていただきました。係る経費として、報酬で107万9,000円、旅費で費用弁償で3万円、合計では110万8,000円を計上させていただいております。係る費用には、国のマイナンバーカード交付事務費補助金で全額充当させていただきます。

2つ目は、戸籍情報システムの改修に伴う委託経費でございます。こちらのほうは戸籍への氏名の振り仮名の法制化に伴い、新たに職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知する機能を整備するため戸籍情報システムの改修を行うもので、委託料を計上させていただいております。こちらにつきましても、全額、国の社会保障・税番号制度システム整備費補助

金が交付されてまいりますので、財源として充当をさせていただいております。

第3款の民生費、第1項 社会福祉費の第1目 社会福祉総務費の27節 繰出金につきましては、職員異動に伴う職員給与費の繰出金の増減に伴う補正でございます。

その下、第3目 老人福祉費、こちらは工事請負費で、ゲートボール場設備撤去工事請負費ということで236万5,000円を計上させていただきました。円城寺のゲートボール場の活動終了によりまして、当該土地を所有者に返還するに当たり、原状回復に要する費用として、既存建物の撤去等の工事請負費を計上させていただきました。

その下、障害福祉費については、自動車運転免許取得・改造助成金ということで、こちらのほうも予算を上回る見込みがございましたので増額をさせていただいております。

その下の6目 福祉会館費では、新たに設計委託料といたしまして605万4,000円を計上させていただきました。こちらは福祉会館の空調設備につきまして、故障等の不具合が生じているため、機器の改修工事を実施するに当たり、設計業務の委託料として計上をさせていただいております。

同じく48ページの後期高齢者医療費では、こちらのほうは職員（保健師）の退職に伴いまして会計年度任用職員を雇用することといたしまして、所要額を計上させていただいております。

第2項 児童福祉費の第1目 児童措置費では、こちらのほうも児童手当制度改正、大きなシステム改修がございますので、委託料として計上させていただきました。具体的な内容といたしましては、令和6年10月分からまず所得制限が撤廃されます。そして、対象が高校生年代まで拡大されてまいります。それから、第3子以降が従来1万円であったものが3万円に増額されます。そして、第3子の判定の対象年齢が22歳まで拡大されますとともに、支払い月も従来は4か月ずつ年3回支払いをしておりましたが、隔月払いということで年6回支給がされるというようなふうで制度が大きく改正されることに伴う経費でございます。

なお、財源については、国の子ども・子育て支援事業補助金（児童手当制度円滑化補助金）を全額充当させていただいております。

その下の18節 負担金補助及び交付金については、保育環境改善等事業補助金ということで205万8,000円を計上させていただきました。こちらは保育園のエアコンの更新に係る補助金を計上させていただきました。今般、松枝保育所及び笠松保育園において事業を実施するということで、それぞれ補助額102万9,000円を計上させていただいております。なお、係る費用の3分の2は県からの保育対策総合支援事業補助金が交付されますので、特定財源として充当をさせていただいております。

次、第4款 衛生費の第1項 保健衛生費の中で、第2目 予防費でございます。

こちらのほうは、新型コロナウイルスワクチンの接種事業が令和6年4月より予防接種法上の定期接種となったことに伴いまして、接種に係ります費用、合計では4,052万7,000円を計上

させていただきます。制度の概要からちょっと御説明申し上げますと、まず対象者につきましては、65歳以上の方及び60歳から65歳未満で、国の定める疾病を有する方が対象となっております。接種費用は1回当たり1万6,170円で、このうち自己負担金を2,500円頂戴しまして、地方の負担としては1万3,670円となります。町負担金のうち国の助成金を8,300円見込んでいるという状況でございます。対象者の人数については2,955人を見込んでおります。

関係の費用として、需要費ではワクチン接種の予診票等の印刷代、予防接種委託料では県内の医療機関の場合は代理受領という形で計上が4,019万7,000円させていただきます。

あと、予防接種助成金といいますのは、県外の医療機関で接種された場合にはこちらは償還払いとなりますので、こういった費用も20名ほど見込みまして計上させていただきます。以上が、新型コロナワクチンの定期接種に伴う関連費用でございます。

続きまして、第3目 健康増進事業費についてですが、こちらのほうは子宮頸がんの検診補助について、若年の受診率向上を目的に対象者を21歳のみから21歳と25歳に拡充することに伴う委託料の増額でございます。15名分ということで、12万4,000円ほど計上させていただきました。特定財源では、県からの子宮頸がん検診促進事業費補助金を1万5,000円見込ませていただいております。

その下の第7目 福祉健康センター費では、庁用器具費として45万6,000円を計上させていただきました。健康センター内の会議用の机を庁舎で使用することになりましたので、机8基分ということで計上させていただきました。

続きまして、第7款 土木費、第2項 道路橋梁費の第2目 道路新設改良費、50ページでございますが、こちらにつきましては、一番下、側溝舗装等新設改良工事請負費ということで、416万3,000円を計上させていただきました。道路用地の寄附に伴いまして、道路拡幅工事を実施するため工事費を増額させていただきます。田代34号線に係る事業費でございます。

続きまして、51ページを御覧ください。

51ページの一番下でございますが、第9款 教育費の第2項 小学校費、第1目 学校管理費でございます。こちらのほうは小学校校舎修繕等工事請負費ということで397万8,000円を計上させていただきました。笠松小学校の南舎の雨漏りにより、南舎屋上全面の防水工事を実施するための費用ということで計上をさせていただきます。

その下の第2目 教育振興費では、令和6年度清流の国ぎふふるさと魅力体験事業において、12月に下羽栗小学校4年生が岐阜県美術館における体験学習とサランカホールにおける芸術鑑賞のプログラムに参加するためのバス借り上げ料等を計上させていただきます。そのほか、保険料として48名分の保険料を計上させていただきました。

なお、財源については、県のふるさと魅力体験事業委託金9万円を充てさせていただきます。

それから、52ページのほうへ移っていただきまして、下のほうでございますが、第3目 学校給食費におきましては、修繕料ということで156万8,000円計上させていただきました。稼働から6年ほどが経過し、このうちいろいろ修繕費を計上させていただいておりますが、今回はボイラーのスチームトラップ等の修繕ほか、今後発生するであろう修繕に対応すべく、余分に修繕料ということで100万円計上させていただきました。合計では156万8,000円を予算措置させていただいているところでございます。

以上が歳出の主なものについての説明になります。

恐れ入りますが、45ページにお戻りをいただきたいと思っております。

歳入につきましては、第19款 繰越金でございますが、今回増額補正に伴いまして、不足する財源には前年度繰越金を3,848万5,000円充当させていただいております。

以上が一般会計でございます。

○議長（伏屋隆男君） 提案説明の途中ですが、11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（伏屋隆男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席は10名であります。

引き続き提案説明を求めます。

○副町長（村井隆文君） では、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、議案書の53ページから55ページにわたります第55号議案 令和6年度笠松町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

補正額は258万6,000円の減額補正であります。

55ページをお開きください。

人事異動に伴い、人件費が258万6,000円減額となりましたので、歳入の一般会計繰入金と同額減額させていただきました。

続きまして、議案書の56ページから58ページにわたります第56号議案 令和6年度笠松町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

補正額は589万4,000円の増額補正であります。

58ページをお開きください。

こちらが歳出のほうで、人事異動に伴い人件費が589万4,000円増額となりましたので、歳入の一般会計繰入金、職員給与費等繰入金を同額増額させていただきました。

続きまして、議案書の59ページから67ページにわたります第57号議案 令和6年度笠松町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

こちらが61ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらにも人事異動に伴う増額補正でございます。歳入では児童手当負担金を24万円増額させていただきまして、あと給与費として98万5,000円、支出のほうでは増額をさせていただいております。

続きまして、議案書の68ページから75ページにわたります第58号議案 令和6年度笠松町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

こちらのほうは、社会資本整備総合交付金の歳入額の減額が見込まれるため、その減額相当分を企業債により措置させていただくというものでございます。

68ページでございますように、国庫補助金が2,636万6,000円減額となり、企業債で2,640万円を措置させていただくという内容になっております。

以上でございます。

長くなりましたが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（伏屋隆男君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

お諮りいたします。この際、第49号議案を先議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案を先議することに決しました。

第49号議案 笠松町監査委員の選任同意についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり同意されました。

お諮りいたします。明6月12日から6月17日までの6日間は、議案精読のため休会とし、6月18日午前10時から本会議を再開いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、明6月12日から6月17日までの6日間は休会とすることに決しました。

---

#### 散会の宣告

○議長（伏屋隆男君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時16分

